

人権教育に関する特色ある実践事例

基準の観点	指導内容や指導方法において特色ある工夫が行われている実践事例
-------	--------------------------------

1. 基本情報

都道府県名及び市町村名

新潟県魚沼市

学校名

魚沼市立広神西小学校

学校のURL

<http://www.nissh.edu.city.uonuma.niigata.jp/>

2. 学校紹介

学級数

【通常の学級】

1 学年、3 学年、6 学年は 1 学級 2 学年、4 学年、5 学年は 2 学級

【特別支援学級】2 学級、【合計】11 学級

児童生徒数

【全児童数】228 人（平成 23 年 12 月 1 日現在）

（内訳：1 年生 26 人、2 年生 34 人、3 年生 34 人、4 年生 46 人、
5 年生 48 人、6 年生 40 人）

学校の教育目標、人権教育に関する目標など

【学校の教育目標】 ひとりで（自立） みんなと（共生） さらに（挑戦）

【人権教育に関する目標】

（1）目指す子どもの姿

・人の心の痛みが分かり、思いやりのある言動のとれる子

（2）重点目標

・差別を自分のこととして受け止め、考え、かかわろうとする態度の育成

（3）主な実践事項

・新潟県に特に関わりのある人権課題を踏まえた『人権学習の時間』の新設

・確実な授業実践と実践第一の授業研究

・保護者や地域と理念を共有し、それぞれの立場で人権教育を進めていくための啓発と連携

・職員自身が人権感覚を磨き指導力を高めるための職員研修

人権教育にかかる取組の全体概要

【 6年間を見通した人権教育、同和教育の目標の設定とカリキュラムの編成 】

(1) 6年間を見通した人権教育、同和教育の目標の設定

低学年… 差別された人の気持ちになって考え、差別をしない、させない態度を育てる。

中学年… 生活の中での差別的な行いや言葉遣いに気付き、差別をしない、させない態度を育てる。

高学年… 生活の中での差別的な行いや言葉遣いに気付き、真剣に問題を解決しようとする態度を育てる。

… 部落差別の歴史と現状を理解し、部落差別の解消に向けて実践的な態度を育てる。

(2) 6年間を見通した「人権学習の時間」カリキュラムの編成

年間余剰時数を活用した「人権学習の時間」カリキュラムの編成

各学年の授業時数は低学年10時間、中学年15時間、高学年20時間とした。

新設にあたり6年生の「人権学習の時間」は「同和学习」とした。社会科でも部落史にかかわる内容を取り上げるが児童の正しい理解を図るには時数の面から無理がある。社会科と「同和学习」を関連づけ、指導の時間を確保し児童の正しい理解を図って行くためにも高学年の20時間の時数確保は必要である。

教材選定の視点と学習内容の重点化

児童に学ばせたい人権問題は多岐に渡るが、教材選定の視点として3点を踏まえることにした。

- ・ 児童の発達に見合い、実際の生活の中で実践していくことのできる教材
- ・ 特別な支援を必要とする児童の割合が非常に高いという当校の実態から、特別支援教育の充実にもつなげる教材
- ・ 今日的課題であり、新潟県に特に関わりのある人権問題の解決に結びつく教材
教材は、「生きる」シリーズを中心に、「なかま」（奈良県）、「ぬくもり」（福岡市）から選び、一部自作教材で補った。また、6年間で90時間の学びの継続や深まりを促すために、次のような内容面での学年部のつながりや重点化を図った。
- ・ 低学年は「仲間づくり」に重点を置き、中学年は「仲間づくり」を重点に「障害者差別問題」を、5年生は「仲間づくり」を重点に「障害者差別問題」と「新潟水俣病問題」を、6年生は「同和问题」を重点に「仲間づくり」と「拉致問題」を扱う。
- ・ 「男女差別問題」に関する教材は、日常的に起きる問題でもあり、全学年で1時間位置づける。
- ・ 「職業差別問題」に関する教材は、低・中・高学年で1時間又は2時間で扱う。高学年においてはキャリア教育との関連を図る。
- ・ 「障害者差別問題」に関する教材は、当校の実態から全学年に位置付け、特別

支援教育と関連をもたせながら、3、4、5年生で重点的に扱う。

- ・「外国人差別問題」に関する教材は、低学年と高学年で各1時間ずつ扱う。
- ・5年生の「新潟水俣病問題」に関する教材は、社会科との関連を図る。
- ・6年生の「同和学習」は、社会科との関連を図る。

教材配当一覧表 ……数字は、時数を示す。

	仲間づくり	性差別	職業差別	障害者差別	外国人差別	新潟水俣病	拉致問題	同和問題	合計時数
1年生	7	1	1	1					10
2年生	7	1		1	1				10
3年生	9	1	1	4					15
4年生	9	1	1	4					15
5年生	9	1	1	3	1	5			20
6年生	3	1		1			3	12	20

年間指導計画の作成と実施

【 人権教育、同和教育推進のために必要とした特色的な事項 】

(1) 地域の人権課題のとりえに対する対策

保護者や地域の人々の多くは、「人権問題、同和問題は難しくてよく分からない。差別はない。」という認識であり、人権問題、同和問題の関心が薄いという実態があった。また、児童の意識下に存在する差別意識や予断・偏見も、日々の生活の中で、大人から影響を受けているものも多く見受けられた。

このようなことから、学校、家庭、地域が連携した人権教育、同和教育が必要であり、以下のような取組を学校中心となって推進してきた。

「人権教育通信」の保護者及び地域への配布（毎月）

「人権学習の授業公開と授業後の意見交換会の開催」（年2回）

「保護者及び地域住民を対象としたPTA教養委員会との共催による差別の現実に学ぶ人権教育講演会の開催」（7、12月）
人権教育、同和教育推進に関する点検評価アンケートの実施及び結果の分析と活用
（7、12月）



(2) 異年齢間連携

異年齢集団づくりは「豊かな人間関係づくり」に欠かせない活動である。

異年齢集団（縦割班）で行う活動を通して、互いに教え合い学び合うことの

できる集団の育成を目指し以下のような取組をしている。

- ・実践事項：よつば遠足、よつば祭り、交流給食、清掃
- ・ねらい

相手の立場を思いやり、自分の立場や役割を自覚し、協力し行動しようとする実践的な態度を育てる

人権教育、同和教育で学んだ知識や態度を異年齢集団の中で実践する態度を育てる。



3. 特色ある実践事例の内容

新潟県に特に関わりのある人権問題の教材化と授業実践の取組

【 拉致問題を知り、人権を考えよう 】

(1) 取組のねらい、目的

北朝鮮により拉致された人々の存在に気付き、拉致によって『人として生きる権利』=人権が奪われたことに憤りを感じ、関心をもち続け解決に寄与しようする態度を育てる。

(2) 取組を始めたきっかけ

児童は、これまでの人権教育、同和教育、社会科の学習を通して、世界中の人が「幸せに生きる権利」をもっていること、日本には、基本的人権を保障する憲法があり、それにより、自分たちも含めた一人一人が守られていることを学んできた。ところが、同じ日本に生まれたにもかかわらず、憲法で保障され、皆があたり前のように享受している「基本的人権」が奪われた状態にある人々がいる事実を、児童は深刻に受け止めていなかった。

平成22年度に実施した6年生に対するアンケートでは、ほぼ全員が「拉致」という言葉を聞いたことがある、もしくは知っていると答えている。反面、内容については、断片的な情報しかもたず、間違ったとらえをしている児童やよく知らないと答えた児童が多かった。また、拉致により被害者や家族がどんな状況に置かれているのかについての考えや関心も薄いことが分かった。まして、この事件が、自分たちが学習している「人権」の問題でもあるということにはほとんど気付いていないことも分かった。

拉致問題は、新潟県に特に関わりのある人権問題である。これを教材化し、学習することは、この問題の存在と拉致の真実を知ることであり、拉致という行為に対して憤りをもち、一刻も早く被害者の基本的人権を取り戻すこと、つまりは、一刻も早くこの問題が解決することを願う気持ちをもたせたいと考えた。

(3) 取組の内容

【 授業の実際（平成21年11月の実践） 】

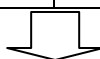
教材名 拉致問題を知り、人権を考えよう（自作教材）

ねらい 北朝鮮の一部の指導者によって行われた拉致の事実を知り、拉致が重大な人権侵害、人権蹂躪の行為であることに気付き、拉致問題を一刻

も早く解決しなければならないという思いをもたせる。

関連した指導計画

	教材名	学習内容	ねらい
道徳	・お隣の国“朝鮮” (異文化の理解)	・韓国・北朝鮮の歴史や文化の理解(1時間)	韓国の歴史や文化を知る中で、日本との違いだけではなく、共通の部分に目を向け、互いを理解していくことの大切さに気付く。 また、元々一つの国家であった韓国と北朝鮮との関係について知り、北朝鮮の生活の様子や国民の思いを想像する。(内容-5,6年・4(8))
社会科	・日本国憲法	・日本国憲法が保障する基本的人権と実際にできること(1時間)	自分たちの生活は、日本国憲法によって守られていることを知り、それにより、具体的にどんなことができるのかを考える。



「人権学習の時間」教材名：拉致問題を知り、人権を考えよう

指導計画(全3時間扱い)

	学習内容	ねらい	学習活動	指導上の留意点
第1時	・拉致の事実	・拉致があったという事実を知り、拉致の非道さに気付く。	気づき 拉致について知る。 ・「拉致」の意味を知る。 ・アニメ「めぐみ」を視聴する。 学び 拉致について自分の感想を持つ。 ・「拉致」について感想を書かせ発表する。 ・拉致された人の暮らしについて、蓮池さんの著書から知る。	参考 パンフレット、パネル、DVD「めぐみ」「半島へ、ふたたび」(蓮池薫著)

依頼

新潟県作成の拉致問題の啓発用パンフレットやアニメDVD「めぐみ」を使用して拉致があったという事実を知らせる。また、被害に遭う前のめぐみさん一家の幸せな様子を写した写真パネルを提示することで、自分たちと同じように日常を送っていたことを印象づける。



	学習内容	ねらい	学習活動	指導上の留意点
第2時	・拉致被害者の家族の思い	・拉致によって大切な家族を奪われた者の悲しみや苦しみ、思い、努力を考える。	気づき 家族を奪われた人々の悲しみに気付く。 ・DVD「めぐみ～引き裂かれた家族の30年～」の一部を視聴する。 ・横田早紀江さんの言葉を読み、家族の思いを知る。 学び 家族の努力と、現在の思いを想像する。 ・家族の気持ちを想像し、ワークシートに書く。 深まり 家族の思いを理解する。 ・早紀江さんの言葉から、家族が望んでいるのは、「家族が帰ってくること」であり北朝鮮への仕返し等ではないことを知る。	ワークシートに書くことで、自分だったらという視点を交えて考えさせる。 参考：DVD「めぐみ～引き裂かれた家族の30年～」 「めぐみへ横田早紀江、母の言葉(横田早紀江著)」 「還(蓮池透著)」 「半島へ、ふたたび(蓮池薫著)」



ここでは、横田めぐみさんの母、早紀江さんの著書「めぐみへ 横田早紀江 母の言葉」の引用文から、家族の思いや苦しみ、努力をとらえさせる。より実感をともなって理解できるように、視覚教材としてDVD「めぐみ ~引き裂かれた家族の30年~」の一部を視聴する。かけがえのない娘が失踪し、その理由すら分からず、必死で探した20年間の苦しみ

と、その後「拉致」であると分かったのに助けられないでいる12年間の苦しみを想像することにより、事件の悲惨さを理解させる。また、当時13才という現在の自分たちに近い年齢であったこと、事件の前日に父親の誕生日にプレゼントを贈ったエピソードなど家族とのかかわりに触れることで、他人事という意識を取り払っていく。

第3時	・拉致が重大な人権侵害であること、解決への思い	・拉致によって奪われたものを考える中で拉致が重大な人権侵害であることを理解し、解決のためにできることを考える。	気づき・学び 拉致により奪われたものを考える。 ・拉致により奪われたものについて考え、発表し合う。 深まり・実践化 拉致が重大な人権侵害であることを理解し、解決のためにできることを考える。 ・奪われたこと一つ一つが、「人権」であること、今までの人権学習と関連させ、どんな理由があっても「人権」を奪う行為は許されないことを理解する。 ・拉致を解決するためにできることを考える。 ・教師の説話を聞く。	発表させながら、被害者本人の苦しみを想像させる。 もし自分だったら、自分の家族だったらと想像してみるよう促す。 この問題を忘れないこと、もっと知りたいと思うことも、解決への手段であることを知らせる。
-----	-------------------------	---	---	---

ここでは、「拉致」が奪ったものについて考える。

幸せに暮らしていた日常から一転して、自由のない生活をしなければならなくなった被害者のことを、自分だったらという視点を交えて考えさせる。また、日本で生活する自分たちには「保障されていること」と比べながら、拉致された被害者が「奪われたこと」を考えると、その一つ一つが「人権」であるということに気付かせ、「拉致」がいかに重大な人権侵害、人権蹂躞の行為であるかを理解させていく。そして、「拉致」という行為に対して憤りをもつとともに一刻も早く解決させなければならないという思いをもたせる。

解決のためにできることを考えるにあたって、児童からは、可能、不可能に関係なく様々な意見が出てくるのが予想される。どの意見も認めた上で、ここでは、児童の拉致への憤りと解決への思い尊重し、どんな意見でも受け止めたい。ただし、北朝鮮国民への誹謗中傷的



な考えが出されたときは、拉致が一部の指導者の指示によるものであることを確認する。

最後に教師の思いを伝える時間を持つ。児童の考えを評価したり否定したりするのではなく、一人の人間としてこの問題についてどう考えるか、どう考えてほしいかを伝える。

(4) 取組の主体や実施体制

【 指導案、教材作成 】

- ・ 担任が授業を行うことが基本であるが、教材によっては、同和教育主任や教材に精通している教員とＴＴを組み、授業を行うことがある。また、当事者をゲストティチャーとして授業に招き、話を聞いたり質問をしたりして、より学びを深めることも行っている。
- ・ 指導案は、担任が原案を作成し、研究推進部で協議する。そして、授業研究会として、市内の小中学校の参加者を募り公開する。授業後は、参加者を交えた協議会を開き、成果と課題を明らかにし、次の授業に生かす。
- ・ 授業に必要な資料や教材は、学年部と研究推進部で収集したり作成したりした。また、授業で使った資料は、教材毎にファイリングやデジタル化して保存している。
- ・ 同時開催する「人権教育講演会」は、職員研修と保護者、地域への啓発を兼ねて、学校とＰＴＡ専門部である教養部と共催で実施している。講師の選出は職員の希望と研究主任が提案し、交渉は校長が行う。

(5) 取組を実現するにあたって課題となったこと、及びそれに対して講じた工夫

新潟県に特に関わりのある人権課題である「北朝鮮における拉致問題」について、小学校段階での指導はどうあるべきか。また、この問題を人権学習として取り扱うときに、どのような展開で、どのような発問をし、何を考えさせていくことが必要なのか等、教材化にあたっては、全てが課題だった。

そこで、教材をどのように扱い、学ばせていくのかの視点をはっきりさせておくことは、指導する上でも自作教材を開発するときも必要であることから、「拉致問題」については次のように教材化の視点を定め、共通理解を図った。

「拉致問題」教材化の視点

- ・ 事前に社会科で、日本国憲法が保障する基本的人権と自分の生活とのかかわりについて学習しておく。
- ・ 政府や新潟県、政府拉致問題対策本部が作成した啓発用リーフレット、DVD、巡回パネル等を活用する。
- ・ 人権侵害、人権蹂躪の視点から拉致問題を考えさせ、過去の出来事ではなく、現在も未解決の深刻な人権問題であることをとらえさせる。
- ・ 北朝鮮による拉致被害者は日本人以外にも韓国等の国民も含まれている可能性があり、国際社会全体の問題になっていることをおさえる。
- ・ 基本的人権の視点から、拉致被害者が奪われた基本的人権と自分たちの今の生活を比較させる。
- ・ 拉致問題の責任や所在は、北朝鮮の政治的指導者にあり、北朝鮮及び朝鮮国民への予見や偏見が生まれないように配慮する。
- ・ 拉致被害者の救出等について、国家間交渉及び国際社会に協力による問題解決には踏み込まない。

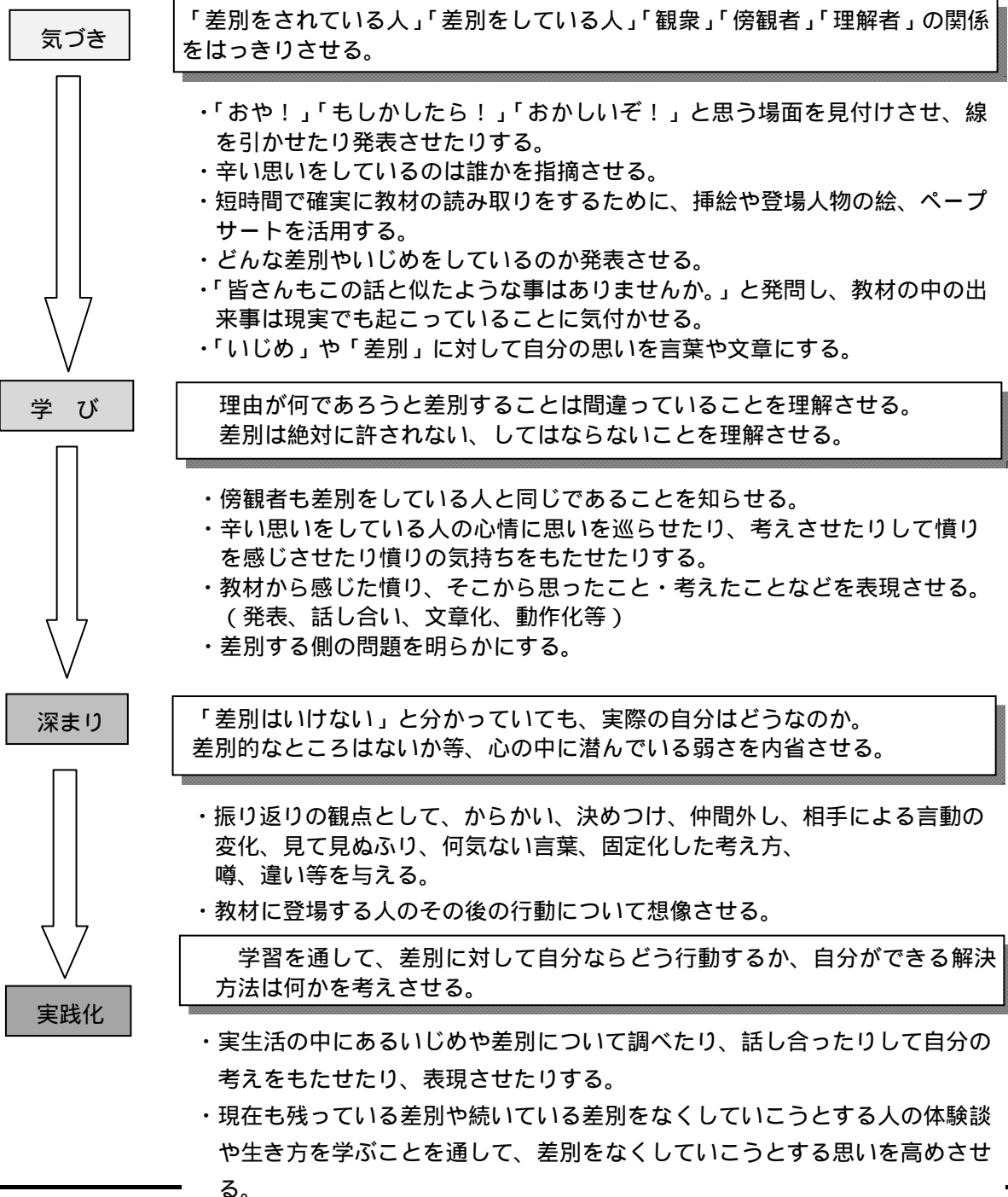
展開については、学習過程をモデルケースとして提示することで、臆することなく授業展開ができるようにした。また、授業評価の視点として4項目を定め、授業後の協議会で協議題として話し合うこととした。

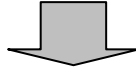
次項に示した「学習過程のモデルケース」は、「差別」という言葉が多く使われているが、「拉致問題」においては、「拉致、人権侵害」等の言葉を着眼点とした。そして、拉致被害者とその家族や関係者の思いに共感させながら、人権侵害（人権蹂躪）への憤りをもたせ、今、自分ができることを考え、行動に移すことができるような指導過程を組む。特に、「深まり」については「実践化」と一体化させて学習を進めるよう配慮している。

学習過程のモデルケース、及び指導の着眼点と手立て、授業評価の視点

【 学習過程 】

【 指導の着眼点・手立て 】





授業評価の視点

授業後の協議会では、以下のことを協議題として話し合う。

差別されている人の気持ちに十分共感させることができる展開であったか。

教材からはなれて、自分自身の問題として考えさせる発問や手立ては効果的であったか。

どの児童にも「反差別」という共通の価値観をもたせて終わる展開であったか。

役割演技やスキル等は、効果的かつ必需的な活用場面として適切であったか。

4. 実践事例の実績、実施による効果

(1) 取組の実績

授業の中で児童は、「拉致」という行為が「人権」を奪ったのだということを確認し、この問題が未だ解決していないことをどう思うかを考える中で、個人の「人権」を奪う「拉致」は、非道であり、許せない、解決しなくてはという思いをもつことができた。そこで、「問題の解決のためにどうしたらよいか」を考え、発表し合った。

児童の一人が、力づくでの解決を考え発表した。拉致問題を正面から真剣に受け止め、拉致された側の立場や被害者家族の長く辛い30年を思えば、出てきて当然の意見だと思う。そのことを伝えたあと、授業者が、「拉致は一部の指導者が行ったことでしたね。わたしたちがもし力づくで解決したら、それ以外の北朝鮮国民の人権を…」と話したところで、その児童は「あ、そうだ、奪うことになってしまう。」ということに気付いた。そして、他の児童から、次のような意見が出た。

- ・相手の国のことをもっとよく知る。
- ・国同士仲良くなる。
- ・北朝鮮の人に対して差別や偏見をしない。
- ・まだ解決していないということをたくさんの人に知ってもらう。
- ・人権を奪う行為は間違いだとはっきり言う。
- ・署名をする、ピラを配る。
- ・仲間を集めて訴える。



出された意見を精査しながら、「署名をする、ピラを配る」「仲間を集めて訴える」の2点については、国や県がすでに国策・政策として行っていることを話した。意見交換の後、多くの児童が、「事実をきちんと知り、伝えていく」と「人権を奪う行為があったら、それは間違いだとはっきりと言う」ことを自分ができることとして挙げていた。

6年生が拉致問題に取り組んで2年目になる。4月から取り組んでいる「新聞記事やニュースから思うこと」の感想内容が変わってきている。新聞やニュースで「拉致問題」が取り上げられたり映像として報じられたりすると翌日には、ほとんどの児童が感想を書いてくるようになった。「また、胸が苦しくなった」「力になりたい。」「子どもでも署名ができるのか。」等、児童の意識の中に「拉致問題」への

関心が高まっていることは事実である。

(2) 取組が効果を上げた実際の事例

「拉致問題」を人権学習として教材化して2年目になる平成22年度に、拉致被害者の方をお迎えして授業を行った。授業の終末で、拉致被害者の方から、授業の感想や、現在の思いなどをお話しいただいた。当事者の生の声を聞くことにより、この問題が、決して遠い世界のできごとでないことを実感させたいという意図があった。そして、問題の解決に向けて自分ができることをしていこうという意欲をもたせられると考えた。

授業の後、保護者や地域の方々、市内の教職員を対象に講演会を開いた。児童は、学習を、保護者は講演会を聞いてのそれぞれの学びを家庭で話し合ってもらった。

以下は、その感想である。

子：この学習をするまでは、日本人が北朝鮮に拉致されたのだから、北朝鮮にも同じようなことをすればいいと思っていたけれど、北朝鮮の多くの方は拉致のことを知らないと聞いて今は、真実を伝えることが大事で、この問題を早く解決しなければならないと思った。

親：されたことの仕返しをしていたのでは、そこから何も生まれない。まずは、事実を知りたい。

そして、いけないことは、いけないだ！！と声を上げられる人でありたいと私は思う。

子：やっぱり、一人一人が解決しようとする気持ちが大切だと思った。解決しようと思わないと何もできないし、みんなが拉致問題に関心をもたないと解決できないと思った。前は拉致問題に関心がなかったけど、今は身近で起きていることと考えが変わりました。

親：テレビで聞いたことはあっても、実際に拉致の真実を講話で学び、とても衝撃的だったと思う。自分の現在の生活を改めて見直し、幸せさと親と一緒に生活できる自分を改めて実感したようだ。

子：私たちにもできることがあるということがわかった。拉致についての学習を忘れずに、これから先も拉致がなくなって欲しいと言うことを願っていく。この勉強をするまで、あまり興味をもっていなかったけれど、この勉強をして、人権が関わっているということがわかったから、ニュースなどで出たら、ちゃんと見るようにしたい。

親：日本で起こった事件について知り、他人事ではなく、どうしたら解決できるか、自分はどうすればよいのか、興味をもち、考えてくれたことをうれしく思った。

5. 実践事例についての評価

(1) 「拉致問題」についての評価、及びその評価する理由

関連学習として社会科の「日本国憲法」の学習を前倒しで行い、「基本的人権の尊重」を中心に日本国憲法の三原則を押さえた。その際、「えほん日本国憲法(明石書店)」の一部を読み聞かせ、難しい文言を分かりやすく学ばせたことは有効であった。

2年目の学習でも一貫して、「拉致によって奪われたものは何か」を主発問とした。

児童は、1、2時間目の学習を踏まえて、自分たちの生活と結びつけて拉致被害者や家族の辛さや苦しみを考えた。「拉致によって人権が奪われた」ことに気付き、人権を奪う行為は許せないという思いを強くした。

今回は、拉致被害者であるの方より参観をいただき、児童に授業の感想をお話しいただいた。当事者の生の声を聞くことにより、真実を知ること・関心をもち続けることの大切さを確認し、人権を奪う行為をこれからも許さないという思いを改めてもつことができた。

学習の振り返りを記入したワークシートを家庭に持ち帰り、話題にしたことや保護者からも感想を書いてもらったことは、家庭への啓発という意味でも有効だったと考える。

拉致問題というと、どうしても国の問題、難しい問題だととらえがちだが、被害者からすれば一個人の「人権」を奪った人権問題である。私たちはその視点から捉え、考え、話し合うことで、解決という大きな歩みへ向けて「一歩」を踏み出したのだと考える。そしてこれからも解決を願い、関心を持ち続けることで、次の「二歩目、三歩目」を出せるのだと信じている。

(2) 本校の人権教育の取組についての評価

全校児童のアンケートから

評価項目	21年度	22年度
人権学習の時間は、自分やまわりの人のことを考える時間になった。	はい 91%	はい 93%
人権学習で学んだことを実践している。	はい 73%	はい 86%
人権学習で学んだことを家の人に話をしている。	はい 79%	はい 89%

上記の表の数字が示しているように、子どもたちは様々な資料から「差別」に気付き、憤り、「差別」を許さないという思いをもち、それを表現するように育ってきており、日常生活の中でも、友達同士仲良く関わっている様子が見られる。

時に、関わりの中で「それは偏見ではないか。」「差別はいけない。」などという言葉が自然と出てくることがある。指摘された本人も、素直に非を認めて謝ることができるようになってきているのは、「人権学習の時間」をはじめとする、人権教育、同和教育を中核に据えた教育活動の成果だといえる。

授業実践や、研究授業、協議会、全体研修、各種研修会への参加を通して、職員の意識も変わってきている。差別の現実に深く学び、自分自身の差別意識と真摯に向き合い、そして、目の前の児童と向き合っている。



「個人面談」という特設日をなくし、一年を通して「いつでも 何度でも」面談や、家庭訪問、電話による連絡等をすることにした。かわかることを大事にしたいという思いからであった。学級担任はほぼ全員の保護者と複数回面談等の機会をもち、今もかわり続けている。

保護者や地域住民からの評価（外部アンケート）を通して

保護者評価項目	21年度	22年度
お父さんは、「人権学習の時間」で学習したことを家で話題にしたり、実践したりしようとしている。	はい 39%	はい 64%
「人権学習の時間」の授業参観や講演会は自分のためにもなっている。	はい 82%	はい 87%
豊かな心が育ってきていると感じる。	はい 89%	はい 93%

「拉致問題」だけでなく、年間2回の人権学習の時間の参観授業、人権教育講演会そして、毎月の人権教育通信の発行などを通して、保護者、地域への人権教育、同和教育の啓発を行ってきた。取組を始めて3年目の今年度は、寄せられる感想の内容などからも保護者や地域の人権教育に対する関心の高まりを感じている。

講演会は3年間で6つのテーマを取り扱った。参加人数は、平成22年度9月実施の「拉致問題」に関する講演会が約250名、それ以外のテーマの講演の時はそう多くはないが、関心をもって毎回出席してくれる方もいる。そうした人の声を「人権教育通信」で紹介することにより、関心の拡大を図ったことは有効であった。

以下は、保護者や地域住民から寄せられた感想である。



複雑で難しい問題が起きている昨今、「人権問題とは、同和教育とは」の基本を理解させるべく全学年で学習する。新潟水俣病問題、拉致問題等、どちらかといえば、遠いところの問題であり実感のわきにくい課題を、工夫しながら教える教師陣の苦勞を強く感じながらも感謝します。
学校モニター 女性

拉致問題を学習したことで、ニュースや新聞を注意深く見聞きするようになりました。新聞報道がされたときは、子どもに知らせ、子どもと一緒にもう一度読むようになりました。今度からは、家族全員に知らせ、話題にしたいです。
6年生保護者

「全ての方が人間らしく生きるために」という人間平等の教えは、一生涯必要なことであり、子どものうちから学習し、実践を積むことが大切だと感じています。人権教育、同和教育を全ての教育活動の中核に据え、実践していくことは、大事なことです。

職員も西小に勤めれば、人権教育の指導法をより深く学ぶことができます。授業参観で保護者の方々も一緒に学んでいる様子が見え、いいことだと感じています。

学校モニター 男性

教材を読みはっとしました。大人の方が日常の中でいつの間にか差別や偏見の目を向けているのではないかと、そのことに気づけなかったり観て見ぬふりをするのが当たり前になっていたりしているのではないかと。自分を振り返り、自分の言動が気になりました。正しいことを正しいと言える人間に成長してほしいと願います。だからこそ、素直な心を持つ子どもの頃からの人権教育、同和教育は非常に大切だと感じます。私自身もこの機会を逃さず、人権意識を高めたいと思います。

5年生 保護者



いろいろな方の講演を聴かせていただきました。物事は自分で経験をしてみないかと分からないことが多いと思いますが知ることも大事だと思います。今まで知る機会のなかった差別や病気等の事実を知ることができてよかったと思っています。子どもたちも、今は感じるものが少なくても、人権学習で学んだことが将来に必ず役に立つと思います。

4年生 保護者

(3) 現在、実施にあたって課題と感じていること

「拉致問題」は、社会科との関連、特に日本国憲法が保障する基本的人権について学ばせることと、それを自分の生活と関わらせて理解させることが必要となる。

当校は、人権学習を余剰時間でおこなっている。新学習指導要領の実施に伴い、総時数の増加や他領域の時間確保等で、「人権学習の時間」そのものの時数確保が難しくなっている。特に、高学年は、課外活動や対外行事が加わり、厳しい状況の中、工面をして授業を行っていることから確実な授業実践のための時間確保が課題である。

今ひとつ、平成23年度は、「人権学習で学んだことを日常の生活の中でどう生かすか。」という課題に取り組んできた。実践化での「話し合い」活動を通して、実践的態度を育てる試みであったが、研究を深めることができず、大きな効果は得られなかった。そのことは、中間期、児童アンケートで、「学んだことを日常生活に生かす」の項目で、肯定的評価が約84%、「困っている人や、弱い立場の人を助けて助けることができた」の項目で76%と落ち込みが見られたことにも表れている。

(4) 課題解決の方策

今後も着実な授業実践を軸に、被差別者側の思いに共感すること、学習したことを日常生活の中で実践していくことに重点を置いて、次のような方策を立てて、人権教育、同和教育の視点に立った教育活動を進めていきたい。

一人一人が大切にされる学級づくり

- * 心のよりどころとなる仲間、学年・学級となるよう学級経営を行う。
- * 一人一人を大切にするとする視点から、全校共通の「ユニバーサルデザインの教育」を取り入れた学級経営を行う。
- * 自分の考えを言える、友達の考えを認める雰囲気のある学級づくりをする。

人権教育、同和教育の継続

- * 今までの積み重ねをもとに、「気づき」「学び」を短時間で押さえ、「深まり」と「実践化」の中で「話し合い」を取り入れ、行動化を目指した授業スタイルを工夫する。
- * 年間指導計画に基づき、確実に授業を重ねる。



学んだことを実践する場の設定

- * 各種行事、児童会縦割り班活動や全校清掃活動、生活科・総合的な学習の時間をはじめとする各教科の時間など、教育活動全てを「学んだことを実践する場」と位置づけ、人権教育的な視点や、めざす姿を明確にして取り組む。

学校・家庭・地域の連携

- * 現地研修を含む職員研修参加の呼びかけ（近隣の保育園、小中学校）
- * 家庭・地域への情報発信（授業公開、学校だより、保護者学級懇談会講演会への参加呼びかけ）
- * 情報交換、人権教育、同和教育の啓発を目的とした、同和教育担当者会議の継続
（中学校区）



【 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議によるコメント 】

魚沼市立広神西小学校

年間余剰時数を活用した「人権学習の時間」のカリキュラム編成に大きな特色のある事例である。

6年間・90時間のカリキュラムは、「児童の発達の段階に応じる」「児童の日常生活に結びつける」「県に特に関わりのある人権問題の解決に結びつける」等の視点で、教材が選定され、学習内容が重点化されていることに学びたい。

具体的には、どの学年においても仲間づくりを基盤におきながら、中学年では障害者差別問題、高学年では同和問題とともに、人権問題としての新潟水俣病問題や拉致問題を扱っている。特に、拉致問題の教材化については、社会科の日本国憲法や道徳「お隣の国“朝鮮”(異文化理解)」の学習とも関連付けながら、「気づき」「学び」「深まり」「実践化」を大事にした学習過程が、十分な校内での議論を経て組み立てられている。

また、保護者や地域住民に向けても毎月の『人権教育通信』や、「人権学習の授業公開と授業後の意見交換会」、「人権教育講演会の開催」等多岐にわたっている点も学びたい。